

商標権を活用したロシアでの 並行輸入品対策について

萬 秀 憲*

抄 録 ロシアでは、日本製品が高い評価を受けているため日本製品の模倣品や並行輸入品が横行することがあり、事業を拡大する上で模倣品対策や並行輸入品対策が重要な課題となっている。大王製紙株式会社は、2011年3月、並行輸入業者の台頭により正規品流通や安定的な商品供給を妨げられていたことから、商標権に基づきロシアの並行輸入業者に対して民事訴訟を提起した。この民事訴訟の勝訴により、ロシアでは大王製紙株式会社の並行輸入に対する厳しい姿勢が知れ渡り、並行輸入をほぼ根絶できた。勝訴の要因や訴訟が並行輸入品対策に及ぼした影響について述べる。

目 次

1. はじめに
2. ロシアでの日本のベビー用紙おむつの並行輸入問題
 2. 1 ロシアでの日本のベビー用紙おむつ
 2. 2 ロシアにおける並行輸入
 2. 3 並行輸入問題への当社の対応
3. 商標権に基づく民事訴訟
 3. 1 民事訴訟を提起するか否か
 3. 2 民事訴訟の提起
 3. 3 訴訟の経緯
 3. 4 第一審の勝訴判決について
 3. 5 民事訴訟の勝訴確定
4. ロシアでの取組みの効果
 4. 1 勝訴によるロシアでの影響
 4. 2 他の国での並行輸入に対する取組みへの影響
5. おわりに

1. はじめに

新興国でビジネスを展開する際には、情報不足のため、漠然とした不安や先入観が先行し、直面する課題にどう取り組んで良いか迷うことが多い。起こり得る種々の事態を事前に十分想定しておくことが重要であるが、想定外のリ

スクに遭遇することもある。

本稿では、ロシアでの並行輸入品対策において、商標権を武器に訴訟を提起し勝訴したことにより、並行輸入品対策に成果を上げた事例を紹介し、訴訟勝訴の要因、訴訟が並行輸入品対策に及ぼした影響について述べる。

2. ロシアでの日本のベビー用紙おむつの並行輸入問題

2. 1 ロシアでの日本のベビー用紙おむつ

ロシアでは、日本のベビー用紙おむつの品質が高く評価され、日本製のベビー用紙おむつのシェアは約2割となっている。

大王製紙株式会社(以後、本文では「当社」)も、10年程前から現地総代理店を経由してロシア全土にベビー用の紙おむつ(商品名:GOO.N)を販売しており、現地での評価は高く、売り上げも順調に伸びていて、2014年は前年比30%増の販売額を達成している。

日本の紙おむつの人気が高いためか、日本の

* 大王製紙株式会社 執行役員 H&PC事業部知的財産部長, 医学博士 Hidenori YOROZU, Ph. D.

紙おむつは日本よりかなり高い値段で売られている。そのため、日本の紙おむつが正規のルート以外で海外へ輸出される、いわゆる並行輸入が横行することになる¹⁾。ロシアでの人気が過熱し、日本の店頭から紙おむつが消える、という騒ぎもおきた程である。



図1 モスクワのベビー専門店の店頭

2.2 ロシアにおける並行輸入

(1) 並行輸入とは

並行輸入とは、「海外商品を輸入する際、商品製造会社の子会社や正規の契約を結んだ代理店が輸入・販売するのではなく、他の業者が輸入すること」であって、輸入ルートが2つ並行することから、並行輸入 (parallel import) と呼ばれている。

並行輸入品については、一般的に価格が正規代理店よりも安かったり (内外価格差が大きい商品ほど、並行輸入による価格メリットが大きい)、国内未発売の商品が手に入ったりといっ

たメリットがあるが、流通過程での品質管理が不十分だったり返品や購入後のメンテナンスなどのアフターケアが不十分な場合があったりというデメリットがある。

このメリットとデメリットをどう考えるかによって、並行輸入が合法だったり違法だったり、国によって、時代によって揺れ動いている^{2), 3)}。並行輸入対策は、こうした揺れに翻弄されながら対応することになる。

(2) 日本における並行輸入の取扱い²⁾

日本においても1960年代までは並行輸入は違法であったが、現在では並行輸入は原則合法とされている。

工業所有権に関するパリ条約には、「いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国 (本国を含む。) において登録された商標から独立したものとする。」(第6条3項) と規定されており、我が国では、当初このパリ条約の原則により並行輸入が違法とされていた。

しかし、パーカー事件判決 (1970年) をきっかけに適法とされるようになったのである。

なお、並行輸入が合法と認められるための要件は、フレッドペリー事件最高裁判決 (2003年) により、以下の3つが示されている。

- a. 当該商標が外国における商標権者または当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること (商標の同一性)
- b. 当該外国における商標権者と我が国の商標権者が同一人であるかまたは法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであること (出所の同一性)
- c. 我が国の商標権者が直接的にまたは間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が登録商標を付した商品とが当該商標登録の保証する品質において実質的に差異がないと評価されること（品質の同一性）

(3) ロシアにおける並行輸入の取扱い⁴⁾

ロシアにおいては、2009年2月まで、並行輸入品は行政違反法第14.10条（商標の不正な使用）に基づいて税関で差し止められ、ロシア国内への輸入は阻止されており、商標権者にとって、税関での水際措置は並行輸入品を阻止するために効果的な手段だった。

しかし、連邦税関局がポルシェ車を並行輸入した企業に対する行政罰を求めた訴訟で、2009年2月、連邦最高仲裁裁判所・幹部会は、並行輸入行為に対して、税関での並行輸入品の差止めを認めない旨の判断を示した（ポルシェ事件判決）。

ポルシェ事件判決後は、並行輸入品を税関で差し止めることはできなくなったため、並行輸入品を止めるためには、民法上の規定を基に並行輸入者を訴える民事訴訟が対抗策の一つとなる可能性があると考えられていた。しかし、費用上の問題や民事訴訟の場合は最終的な判決が出るまで数年かかり時間的な問題があると考えられており⁵⁾、実際に民事訴訟を提起する企業は少なかった。

2. 3 並行輸入問題への当社の対応

ロシアでのベビー用紙おむつ（商品名：GOO.N）の売り上げが順調に伸びるとともに並行輸入品も増え、並行輸入業者の台頭により正規品流通が妨げられ、並行輸入品がスポット的に供給されるため商品の安定的な供給が妨げられるようになってきたため、2010年には現地総代理店から当社に対して並行輸入品対策の徹底を求められた。

そのため、当社としても何らかの対応が必要になり、並行輸入品対策について専門家等に相

談し、商標「GOO.N」を税関登録する、商品のパッケージに「日本国内限定販売品FOR SALE IN JAPAN ONLY」と記載する、国内代理店と「販売地域を日本国内に限定」した契約書を締結する、などの抜本的な対策を講じることとした。

(1) 商標「GOO.N」を連邦税関局に登録

税関登録とは、商品の商標や著作権とともに、真正品や正規輸入業者に関する情報を連邦税関局に登録できる制度で、税関は登録情報を参照し、模倣品と疑われる商品が輸入される場合、権利者またはその代理人に通知し、権利者などは税関に通関の差し止め請求をすることができる制度である⁶⁾。

ポルシェ事件判決（2009年2月連邦最高仲裁裁判所・幹部会の「税関での並行輸入品の差止めを認めない」旨の判断）以降、日本の専門家の間では、「ロシアでの並行輸入は、昔は『違法』だったが、最近変わって『合法』になった。」として、並行輸入に係わる税関登録の意義については疑問視する声も少なくなかった。専門家の見解は割れていたが、税関登録することで、模倣品対策としては十分効果が期待できること、並行輸入業者を牽制できること、及び、日本の輸出者情報を入手できることを重視し、2010年5月「GOO.N」の商標を連邦税関局に登録する手続きを行い同年11月に登録された。

(2) 商品パッケージに「日本国内限定販売品」と記載

「並行輸入は海外の水際で止めるのではなく、日本国内から輸出させないのが基本」という考えの下、商品自体に「販売地域を日本国内に限定する」ことが記載されていた場合には、並行輸入対策において有利になると考え、「日本国内限定販売品FOR SALE IN JAPAN ONLY」という記載を商品パッケージに明記した⁷⁾。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



図2 「日本国内限定販売品FOR SALE IN JAPAN ONLY」を記載した商品パッケージ



図3 ウラジオストク税関で差し止められた紙おむつの並行輸入品

(3) 日本国内代理店と「販売地域を日本国内に限定」の契約書締結

海外への転売を抑えるため、「販売地域を日本国内に限定する、違反した場合はペナルティを科すことができる」という内容を売買契約書の中に入れることとし、独占禁止法（販売地域の制限：独占禁止法2条9項6号ニ）違反にならないよう公正取引委員会にあらかじめ文面を相談したのち、約2年かけて全取引先と契約書を締結した。

3. 商標権に基づく民事訴訟

3.1 民事訴訟を提起するか否か

2011年2月23日、ウラジオストク税関から、当社がロシアへの輸入行為を許可している権利者ではないA社が当社の商標「GOO.N」を使用した紙おむつをロシアへ輸入しようとしているとの通知を受けた。

税関に対しては、A社の輸入を差し止めるよう請求したが、税関当局がA社に対して行政訴訟を起こすことはなかった。

当社は、何としても並行輸入を止めたかったため、並行輸入を止める方法として唯一残っていた選択肢として、「ロシアでは並行輸入は『違

法』。税関で輸入を差し止め、民事訴訟により、並行輸入をストップできる。」という現地弁護士の見解を基に、ロシアにおける訴訟で「A社が当社の同意なく当該商品を輸入・販売する行為は当社の商標権を侵害している」と判断される可能性にかけ、A社を相手取って民事訴訟を起こすこととした。

当時、ロシアでは並行輸入を認める判決と認めない判決が混在していたため、訴訟に当たっては、訴訟代理人となる現地弁護士事務所、国内商標特許事務所、現地総代理店、社内関係各部門と連携して準備を進め、知的財産権を規定する関連法規の民法第4部、権利者側が勝訴した判決、敗訴した判決を分析した上で、証拠収集を行った。権利者側が勝訴した判決、敗訴した判決を分析した結果、「権利者が真正品のロシアへの輸入許可を与えていない」ことの立証ができれば間違いなく勝訴できるという確信を得た。

3.2 民事訴訟の提起

2011年3月17日、当社は、商品の輸入差し止めと廃棄を求めた民事訴訟をウラジオストクの沿海地方仲裁裁判所に提起した。訴状の骨子は、下記のとおりである。

(1) 商標に対する排他的権利

大王製紙株式会社（原告）は、以下の組み合わせの商標について排他的権利を有する。



図4 「GOO.N」登録商標

同商標は、ロシア連邦内において証明書No.312106（以後、本文では「原告の商標」）に基づき、商品および役務の国際分類（ICGS）第16類の様々な商品について登録されており、

そのうちの 하나가以下である。

「使い捨て紙製おむつ」

ロシア連邦民法第1477条に基づき、商標、つまり、法人もしくは個人事業主の商品個別化のために用いられるマークは、排他的権利と見なされる。

ロシア連邦民法第1484条第1項にのっとり、権利者はロシア連邦民法第1229条に基づき、法に反しないあらゆる方法で商標を使用する排他的権利を有し（商標に対する排他的権利）、その内には、ロシア連邦民法第1484条第2項に示される方法も含まれ、そこには、登録された商標の付された商品のロシア連邦内への輸入に関する方法についても指示されている。

関税地域の境界を越え商品が流通する際の、商標に対する排他的権利の侵害から追加的に権利を保護及び擁護する目的で、原告の商標は、知的財産物の税関登録簿に登録されている（2010年11月22日付ロシア連邦税関庁書簡NI4-42/56490）。ロシア連邦通関庁の同書簡に基づき、ロシア連邦域内での原告の商標の記された唯一の商品の輸入権利の所有者はM社であり、被告は、原告の商品の輸入権利の所有者の目録に含まれていない。

(2) 商標に対する原告の排他的権利の侵害

ウラジオストク税関の2011年2月17日「商品の通関差し止めに関する」書簡（発信番号03-2-21/0188）により、ウラジオストク税関ベルヴォマイスキー通関ポストによって、CCD No.10702020/150211/0002834に基づき被告により税関申告のなされた子供用おむつ（3029パック）（以後、本文では「おむつ」）で、原告の商標が付された、もしくは、その包装に付された物品の、通関差し止めの決定がなされた旨の通達が原告にあった。この際、おむつの直接的輸入者は、本件の被告であった。

原告の商標に関して知的財産物の税関登録簿に登録されている情報によれば、被告は原告の商標の付された商品の輸入者の権限を有していないため、ウラジオストク税関は関税同盟関税法典第331条第1項に基づき、ロシア連邦関税地域へのおむつの差し止めを行った。

原告は被告に、ロシア連邦内における、おむつの輸入もしくはその他の民間流通への導入に対する、承諾、もしくは権利を許与しておらず、また、被告人とのいかなる契約も締結していなかった。

したがって、ロシア連邦民法第1229条、第1252条第4項、第1477条、第1484条、第1487条に基づき、被告のロシアへのおむつ輸入にかかわる行為は、原告の証明書No.312106に基づき原告が所有する商標への排他的権利の侵害とみなす必要がある。

(3) 侵害された排他的権利の保護の方法

ロシア連邦民法第1229条、第1252条、第1477条、第1484条、第1487条、関税同盟関税法典第4条、第179条、第190条に基づき、以下を願いたい。

- 1) A社に対する、ロシア登録商標「GOO.N」が付されたおむつの、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通へ

のその他の導入、また、輸送もしくはその目的での保管の禁止

- 2) A社に対する、原告の許可なしの、ロシア登録商標「GOO.N」が付された商品の、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通へのその他の導入、また、輸送もしくはこの目的での保管の禁止
- 3) ロシア連邦証明書No.312106により登録された商標「GOO.N」が付されたおむつで、A社によりロシア連邦領土内に輸入されたものの、流通からの没収と廃棄

なお、訴状は、日本知的財産協会Webサイト・会員専用ページ・「知財管理」誌・「付録」とした (<http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/chizaikanri/furoku.html>) ので参照されたい。

3. 3 訴訟の経緯

2011年4月27日第1回審理。原告は訴状の内容を主張し、A社はGOO.N商標の付された商品をロシアに輸入していない旨を主張した⁸⁾。

5月26日第2回審理。A社は、原告が輸出許可した商品である旨を、日本国内輸出業者B社の手紙を証拠として提出して主張した⁹⁾。

7月25日第3回審理。争点は「原告がロシア向け輸出を許可したか否か」に絞られたが、原告は、「契約書、商流、物流、商談記録などを調べた結果、原告がB社に対して輸出を許可した事実は無い」ことを証拠として提出した¹⁰⁾。

同日、裁判は結審し、裁判長より、「A社によるロシアへの輸入・販売・保管の禁止」が申し渡された。

3. 4 第一審の勝訴判決について

(1) 判決(要旨)

2011年8月1日 判決文を裁判所がHPにアップした。以下、判決要旨である。

原告は、ロシア法人A社に対して、民事訴訟を提起し、以下の請求を行った。

- 1) A社に対する、ロシア登録商標「GOO.N」が付されたおむつの、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通への導入等の禁止
- 2) A社に対する、ロシア登録商標「GOO.N」が付された商品の、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通への導入等の禁止
- 3) ロシア登録商標「GOO.N」が付されたおむつで、A社によりロシア連邦領土内に輸入されたものの、流通からの没収と廃棄

被告は、上記について異議を唱え、物品は真正商品であり、原告の管理下において日本からロシアに輸出されたものであると主張した。

提出された証拠を全て精査し、双方の主張を聞いた後に、裁判所は原告の主張に理由があると判断した。理由は以下の通り。

*商標権者は、法律に反しないいかなる手段や方法によって商標を使用する権利を占有する。また、商標権者は第三者による使用を許諾若しくは禁止することができる。

*ロシアへの商品の輸入は、商標の使用に該当するため、輸入に際しては商標権者の承諾(同意)が必要となる。したがって、商標権者の許諾なしに商品をロシアに輸入することは商標権侵害を構成する。

*原告は、ロシアへの輸入についての同意書を提示していない。

*商標の使用を禁止していないということが、商標の使用を許諾したという意味に解釈されてはならない。

*当該おむつは、本件の審理が進行している間に、被告によって日本に再び輸出されている。上記の理由を勘案し、裁判所は次の通り決定する。

- 1) A社に対する、ロシア商標登録312106号に係る商標「GOO.N」が付されたおむつの、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦

内における民間流通への導入等の禁止

- 2) A社に対する、ロシア商標登録312106号に係る商標「GOO.N」が付された商品の、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通への導入等の禁止
- 3) 原告の請求する3つ目の部分については、既におむつが日本に輸出されているため認められない。

(2) 判決の評価

判決に対するロシア代理人弁護士の見解は、「今回の判決は、ロシアの法律に則った妥当なものと考ええる。ロシアにおいては、国内消尽の考え方が採用されているので、原告の主張を裁判所は認めたものと考ええる。輸入行為を含む、しかし、これに限られない商標のいかなる使用についても、第三者は商標権者からの許諾を受けなければならないといえる。」とのことであった。

また、国内代理人弁護士の見解は、「予想通りであり、極めて妥当な判断と考える。」というものであった¹¹⁾。

なお、日本貿易振興機構 (JETRO) によれば、「ロシアにおいて真正商品の並行輸入を差し止める判決を得たのは、認識している限りでは、日本企業で初めて」とのことだった¹²⁾。

(3) 勝訴の要因について

裁判所は、「ロシアへの商品の輸入は、商標の使用に該当するため、輸入に際しては商標権者の承諾 (同意) が必要となる。したがって、商標権者の許諾なしに商品をロシアに輸入することは商標権侵害を構成する。」という立場を早々と明らかにしたため、A社は、日本国内輸出業者B社の手紙を証拠として提出して「当社が輸出許可した商品である」旨を主張し、争点は「原告がロシア向け輸出を許可したか否か」に絞られた¹³⁾。

当社は、日本国内代理店と「販売地域を日本

国内に限定」の契約書を締結する方針で動いていたが、本件の商流、物流を調べた結果、国内二次代理店との契約が締結されていないことがわかり、また、商品自体に「日本国内限定販売品」という記載をしていない商品が対象となったため、訴訟提起前に準備した証拠だけでは不十分で、追加の証拠が必要になった。対象商品の商流、物流に加え、商談記録を調べた結果、B社が当社代理店に対して、海外向けではなく国内向けと説明していたことなどがわかり、日本国内輸出業者B社と連絡をとり事実確認をしたところ、「B社が当社代理店に対して、海外向けではなく国内向けと説明していたこと」を認めたので、当社がB社に対して輸出を許可した事実は無いことの証拠としてB社の証言を裁判所に提出したのである¹⁴⁾。

被告企業に対して輸出を認めていなかった点をしっかり立証できたことが勝訴につながったと考えている¹⁵⁾。

(4) A社からの申し出について

なお、訴訟提起翌月の4月21日には、A社社長から当社社長宛に「A社が商品差止めによって多大な損害を被っているなど述べた上で、①真正商品であることを現地確認し訴訟を取り下げしてほしい、②A社がロシアへ『GOO.N』を輸入することを許可してほしい、③前記2項目が無理ならば、日本に返品するために差止め仮処分の解除を求める」という内容の手紙が届いた。

当社は、ロシアにおいては商標権者の許可がなければ輸入行為は商標権侵害になること、ロシアにおける輸入代理店は1社としていることなどから「要求は認められない」、「ロシア国内で『GOO.N』を販売したいのであれば、ロシアにおける総輸入代理店から購入してほしい」旨の回答書を5月12日に送付し、対応した。

その後、A社からの返答はなかった。

3. 5 民事訴訟の勝訴確定

この民事訴訟（差止請求訴訟）は、A社が第三審まで争ったが判断は覆らず、A社が2012年4月30日までに連邦最高仲裁裁判所（第四審）に不服を申し立てなかったことから、当社の勝訴が確定した¹⁶⁾。

約4カ月という短い期間で第一審判決が出て、最終的に第三審まで進んだが、「民事訴訟の場合は最終的な判決が出るまで数年かかる」という日本の専門家の指摘に反し、訴訟提起から勝訴確定まで約1年と非常に迅速に事が進んだ。本訴訟においては、審理がロシア国内を結ぶビデオ会議通信システムを利用して行われたこともあり、費用的にも当初見積もり額（数千万円）より大幅に少なくなった。

なお、本件においては、並行輸入行為は商標権侵害を構成すると判断されたが、ロシアは判例法の国ではないため、全ての真正商品の並行輸入が商標権侵害となるわけではない点に注意が必要である。

4. ロシアでの取組みの効果

4. 1 勝訴によるロシアでの影響

当社が並行輸入品に対する商標権侵害訴訟で勝訴したことは、訴訟代理人が同事務所の年間10大ニュースのひとつとして取り上げホームページで公開したこと、当社のロシア総代理店が業界内で判決の宣伝を行ったことなどにより、現地では当社の並行輸入に対する厳しい姿勢が知れ渡り、並行輸入はほとんど見られなくなった。また、並行輸入業者の中には、現地総代理店の傘下に入り、当社の製品を正規ルートで扱うようになった例もでてきた。

その後も、ロシアでは、当社の紙おむつの品質が高く評価され、シェアも約6%となり、事業は順調に推移している。

4. 2 他の国での並行輸入に対する取組みへの影響

ロシアでは、一時的な混乱があったにせよ、真正品の並行輸入は商標権侵害であることから並行輸入はほとんど見られなくなったが、他の国では様相が異なっている。

中国では、商標の並行輸入に関しては、明確な法律規定がないので、明確に並行輸入を禁止する、あるいは、支持する判例はなく、商標権に関する並行輸入事件について、裁判所は通常、個々の事件に応じて、法律、法理、立法主旨に基づき、現実に商品の出所の混同、品質誤認が生じているか否かを判断し、侵害の成否を判断している^{17)、18)}。

また、ベトナムでは、真正品の並行輸入は、法律で合法と明記されており、韓国、台湾、タイなど多くの国々では裁判により日本と同様に原則並行輸入は合法とされている。

したがって、これらの国々では正当な税関手続きを経て並行輸入された製品に対して権利行使することは難しくなっている。

しかし、これらの国々でも並行輸入による被害は多大であるため、ロシアと同様の対策を要望する社内の声が無視できず、並行輸入対策は知的財産部が主管する大きなプロジェクトとして活動することとなった。

以下、中国での取組みの一部を紹介する¹⁹⁾。

(1) 中国税関での差止めと民事訴訟の提起

2013年12月中国江蘇省連雲港税関において、上海市の並行輸入業者C社が並行輸入しようとした当社ベビー用紙おむつGOO.Nを差止め²⁰⁾、さらにC社に対し2014年3月、当社の知的財産権を侵害するとして、同社の並行輸入品の廃棄・没収、販売行為の差止め等を求める民事訴訟を連雲港市中級人民法院に提起した。

日本国内限定販売品のGOO.Nを並行輸入し

ようとするC社の行為や当社と異なるC社の品質管理・アフターサービス等は、中国消費者の不利益となり、ひいては当社の製品の品質やブランド価値の毀損に繋がることから、当社商標権を侵害していると判断し提訴したものである。

開廷初日（4月）にC社より和解の申し入れがあり、5月、裁判官立会いのもと、以下内容を骨子とする和解が成立した。

① C社は、差押えられた日本国内限定販売品を廃棄することに同意する。

② C社は、今後大王製紙株式会社の許諾なしに、大王製紙株式会社の商品を販売しないことに同意する。

そして、6月、当社立会いのもと、差押えられた日本国内限定販売品の廃棄が完了した²¹⁾。

(2) 並行輸入業者D社への民事訴訟の提起

中国では、税関で差し止めた場合だけでなく、並行輸入業者が並行輸入品をインターネットや店頭などで販売している場合、公証人立会の下でインターネットや店頭で購入した並行輸入品を証拠として、並行輸入行為を止めさせるための訴訟も提起している。

当社は、並行輸入業者D社に対して、2014年2月、並行輸入行為を止めることを求めて民事訴訟を提起した。この民事訴訟でも、当社は、日本国内限定販売品のGOO.Nを並行輸入しようとするD社の行為や当社と異なるD社の品質管理・アフターサービス等は、中国消費者の不利益となり、ひいては当社品の品質やブランド価値の毀損に繋がることから、当社商標権を侵害していると主張した。

同年5月の2回目の審理時にD社より和解解決の申し出があり、6月、裁判官立会の下、並行輸入業者D社が並行輸入品の取り扱いを止めること、当社現地法人の一次代理店の傘下に入り当社の製品を正規ルートで扱うこと、を主旨とした和解が成立した。

これまでD社が並行輸入品を流通させていた店舗に正規品が流通することになったケースであるが、中国における当社の流通網が急速に整備されてきているため、今後はこうした当社現地法人の一次代理店の傘下に組み入れるという解決法は難しくなると思われる。

5. おわりに

ロシアでの並行輸入品対策において、商標権を武器に訴訟を提起し勝訴し、並行輸入品対策に大きな成果を上げた事例について紹介した。

当時の日本の専門家の間では「ロシアでは並行輸入は合法化される」というような話があったり、ロシアでは並行輸入を認める判決と認めない判決が混在していたため、訴訟を提起しても勝てるかどうかなかなか確信が持てなかった。訴訟代理人弁護士、国内代理人らと権利者側が勝訴した判決、敗訴した判決を分析した結果、「権利者が真正品のロシアへの輸入許可を与えていない」ことの立証ができれば勝訴できるという確信を得た。また、日本の専門家からは、「税関登録、民事訴訟という道はあるが、金、時間、労力が相当かかるので、費用対効果を考えるとあまり薦めない」というアドバイスをいただいたが、実際には、訴訟での争点が絞られ、審理がビデオ会議通信システムを利用して行われたため、訴訟は短期間で終結、費用、労力もそれほどではなかった。現地の専門家とじっくりと検討することの重要性を痛感した。

また、法制度の異なる中国における並行輸入品対策についても、ロシアとほぼ同様の手法である程度の成果をあげることができた。

しかし、ロシアと中国の法制度の違いは大きいため、商標権の国際消尽という観点ではなく、中国向け製品でないものを中国市場に投入されたことによる商標権者の信用の低下、商標の品質保証機能の損害を訴えて商標権侵害を主張することが必要である²²⁾。

また、ベトナム²³⁾、韓国²⁴⁾、台湾、タイなど原則並行輸入は合法とされている国々での並行輸入対策には、商標権とともに、著作権、意匠権、不正競争防止法などのあらゆる知的財産権、法規制を駆使した総合的な取組みが重要になると考えている。

注 記

- 1) 朝日新聞、紙おむつ買い付け、資格外活動の疑い 中国人「調理師」、兵庫県警が逮捕、大阪本社、2014年10月16日朝刊、p.38
- 2) 浅井敏雄、商標権および特許権と並行輸入、Business Law Journal, Vol.4, No.1, pp.112~116 (2011)
- 3) Nguyen, Ho Bich Hang, Parallel importation : comparative analysis of the trademark laws of the United States, the European Union and Japan, and legal implications for developing countries, 名古屋大学博士論文 (2011)
- 4) 黒瀬雅志、ロシア知的財産制度と実務、pp.261~268 (2013) 経済産業調査会
- 5) 浅元薫哉、ロシア並行輸入品対策の練り直しが急務、ジェットロセンサー、Vol.59, No.706, pp.66~67 (2009)
- 6) 日本貿易振興機構、模倣対策マニュアル ロシア編、pp.210~226 (2012)
- 7) 今回紹介した訴訟では、対象日本国内代理店と「販売地域を日本国内に限定」の契約書を締結しておらず、税関で差し止められた対象商品に「日本国内限定販売品 FOR SALE IN JAPAN ONLY」という記載がなかったため、その効果がなかった。しかし、後日行われた別の訴訟ではこの両方が合致し、極めて短期間に訴訟が終結し勝訴した。
- 8) A社は、結局、商品の通関手続きを完了せずに日本に送り返していたため、こういう主張となった。裁判所は、A社が税関申告を行って、商品のロシア領内への輸入を目指した行為を企てたことを認定し、A社の主張は関税同盟関税法典の法的基準の不正確な解釈に基づいていると退けた。
- 9) 新興国では、様々な偽造品がでていることに驚く。当社は、「大王製紙株式会社」であるが、「株式会社大王製紙」という印鑑が押されていたのを発見し、追及した結果、偽造印鑑を押収したこともあった。また、当社代表者のサインが捏造され、商標登録の際の授権書類として使われていたことがあった。
- 10) 日本国内輸出業者B社と連絡をとり事実を確認したところ、B社が当社代理店に対して、海外向けではなく国内向けと説明していたことも確認できた。
- 11) 飯島国際商標特許事務所、ロシアにおける真正商品の並行輸入は商標権侵害を構成する、<http://www.tmijima.jp/topics/ro11091501.pdf> (参照日：2015. 1. 1)
- 12) 大王製紙株式会社、ロシアにおける並行輸入品の差止めについて、<https://www.daio-paper.co.jp/news/2011/pdf/n230915.pdf> (参照日：2015. 1. 1)
本プレスリリース後、約十社から詳細について問い合わせを受け、話せる範囲ではあったが、意見交換させていただいた。その後、ロシアで訴訟に踏み切り勝訴したとの連絡をいただいた会社もある。
- 13) A社から「並行輸入を違法とすることは、人工的な独占状態を作り出すこととなり、公正な競争の阻害になる」という主張がでてくると予想し、当社は「当社とは異なる品質管理・アフターサービス等は、ロシア消費者の不利益となり、ひいては当社品の品質やブランド価値の毀損に繋がる」という反論を準備していた。
- 14) 税関からの通知で訴訟提起前にわかる国内輸入業者に関する情報は限られたものであり、訴訟提起後に新たな事実が判明し確認する必要がでてきた。起こり得る種々の事態を事前に十分想定しておいたつもりであったが、想定外の事態に遭遇した事例でもある。
- 15) ロシアでの並行輸入に関する民事訴訟で原告（商標権者）が負けたケースは、「原告がロシアへの商品の輸入に際して承諾（同意）をしていない」ことの立証ができなかった場合が多いとのことである。
- 16) 飯島国際商標特許事務所、ロシア：大王製紙株式会社の勝訴確定、<http://d.hatena.ne.jp/brandiijima/20120528/1338183519> (参照日：2015. 1. 1)
- 17) 日本貿易振興機構、模倣対策マニュアル 中国

- 編, pp.242~249 (2013)
- 18) 河野英仁, 中国における並行輸入と商標権侵害～外国での商品購入により商標権が消尽するか～,
www.knpt.com/contents/china_trademark/2014.03.10.pdf (参照日: 2015. 1. 1)
- 19) 当社は, 中国でも従来はロシアと同様に現地代理店を窓口にして中国へ輸入していたが, 事業拡大を目指して, 2013年より当社100%子会社を総代理店として流通網を再編し, 2014年からは中国での生産品を販売している。ベビー用紙おむつにおける中国沿海部での当社シェアは約6%。
- 20) 当社は, 中国においても模倣品対策としてすでに税関登録を行っていた。
- 21) 大王製紙株式会社, 中国におけるベビー用紙おむつの並行輸入業者に対する訴訟で和解成立～中国で差押えたGOO.N (グーン)「日本国内限定販売品」の廃棄が完了～,
<http://www.daio-paper.co.jp/news/2014/pdf/n260724.pdf> (参照日: 2015. 1. 1)
- 22) 加藤真司, 中国における真正品の並行輸入と知的財産権,
www.oslaw.org/chinese/pdf/th03.pdf (参照日: 2015. 1. 1)
- 23) ベトナムにおける並行輸入対策としては, 現地総代理店からの並行輸入品情報(ロットナンバー等)から日本における輸出元を割り出し, 販売者に「契約違反になるので海外への転売を止めてもらう」交渉を行う方法が効果的だった。
- 24) 韓国では, 商標権, 著作権, 不正競争法などに違反する並行輸入業者の広告宣伝・販売行為に対して, 警告書を送付して交渉する方法が効果的だった。

(原稿受領日 2015年1月6日)

